

高松地方裁判所委員会（第４３回）議事概要

1 日 時

令和３年１１月１５日（月）午前１０時～午後零時

2 場 所

高松高等裁判所大会議室

3 出席者

（委 員）岩根麻里，黒野功久，小早川龍司，近道暁郎（説明者），柴田潤子，谷口雄紀，細川充，山田明広（五十音順，敬称略）

（事務担当者）白神事務局長，村瀬総務課長，山形総務課長補佐

（説明者）高松地方裁判所刑事部 高橋判事，小谷訟廷管理官，富川裁判員係長（補助者）

（オブザーバー）高見民事首席書記官，水関刑事首席書記官

4 議 事（■委員長，○説明者以外の委員，●説明者）

(1) 「裁判員裁判への国民参加～より参加しやすくするために～」に関する説明

高松地方裁判所刑事部高橋判事及び小谷訟廷管理官から，裁判員制度の概要，裁判所における運用上の工夫や手続的な支援及び裁判員制度の広報活動について説明を行った後，小谷訟廷管理官が裁判員法廷及び評議の様子が分かる部屋を案内した。

(2) 意見交換

○ 裁判員選任の流れを教えてください。候補者の抽出から最終６人の裁判員が選ばれるまで全て無作為なのか。裁判員としての適性から選ばれるのか。

● まず毎年１１月頃に来年の裁判員・補充裁判員に選ばれる人を衆議院議員の選挙人名

簿に登録された人の中からくじにより無作為に選びます。そこから具体的な事件における裁判員候補者を無作為に選びます。その後、辞退の申出を受けて辞退事由があれば辞退を認め、残った方から無作為で裁判員や補充裁判員を選びます。弁護人や検察官による理由なし不選任というものはありますが、質問手続では、基本的に、候補者が裁判に出席できるかどうかや事件との個人的関係の有無といった質問がされ、法的な知識や適性があるかどうかの質問はされません。

○ 地方裁判所として、裁判員裁判というものに対する一番の問題は何と考えているのか、また、原因の仮説としてどのようなものを考えているか。私としては裁判員に選ばれる前の気持ちが問題と考えている。

● 裁判員制度の意義は広く国民の中から選ばれた人が裁判に参加することで、司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資するということにあります。そういうことからすると、広く国民に参加していただく必要がありますが、裁判員に選ばれる前はやりたくなかったとか、あまりやりたくなかったという人が多いことは残念ですし、候補者に選ばれても辞退してしまうとか、選任期日に出席されない人が多いことは裁判所としては問題と考えています。また、裁判員制度が始まってから12年が経過し、制度は安定して運営されていますが、国民の関心が下がってきているのかなと危惧しています。

○ 裁判員制度の目的が国民に分かりづらいと思われると思う。なので、理解しやすく伝えると裁判員をやりたいと思う方が増えるというのが私の仮説である。正論ほど伝わりづらいので、だからこそ広報や広告はあると思う。例えばY o u T u b e で裁判員について調べてみると一番上に上がってくるのは、一般市民が作った動画であり、下の方に国が作ったものが出てきて、それが一番分かりづらい。より若い、クリエイターを入れた新しい広報を考えるといいのかなと思う。例えば、Y o u T u b e や T w i t t e r から始めたらよい広報になると思う。

また、裁判員のあるべき姿は、みんなが行きたくなるようなことだと思う。みんなの人生の使命になれるようなキャッチコピーなどを考えていく必要がある。ぜひ、若い世代に受けやすい広報をしていただきたいと思います。

○ 障害者への配慮をしているということだが、先ほど法廷を見せてもらったが、法壇に上がるには階段しかないように見えた。車椅子利用者が裁判員や補充裁判員に選ばれたときは、どうするのか。

● 裁判員や補充裁判員は法廷の裏から法廷に入ることになっていまして、そこにはスロープがあります。また、階を変えるときはエレベーターを使っているというので、安心して参加していただける構造となっています。

■ 今日は、裁判員裁判に参加しやすいものとするために、どのような配慮が求められるかということ及び裁判員裁判の広報について御意見をお聞きしたいと考えています。配慮については、育児・介護・仕事等の日常生活との兼ね合いに対する配慮、公判審理・評議といった裁判手続における配慮、精神的な負担への配慮などについて御意見をお聞きしたいと思います。裁判員裁判の広報については、裁判所の行っている広報、効果的な広報を行うためにはどのような内容・メッセージを発信すべきか、どのように発信すれば興味を持って受け止められるか、裁判員の対象年齢が引き下げられることから特に10代の若者に対する効果的な広報はどのようなものかについて御意見をお聞きしたいと思います。

○ 裁判員裁判導入の意義というのは、市井の感覚を取り入れるということにあると思う。

裁判員裁判のアピールとしては、裁判の時間が短くなったというのがあり、それは量的なものなので簡単に伝えることができるが、裁判の質が変わったということを定性的に伝えるのは難しいということが大前提にあるのではないかなと思う。そうすると参加したいということにはつながっていかず、参加してみて9割の方が参加してよかったということで、食わず嫌いになっており、導入部分をどうするかが大切だと思う。そこに広報の工夫が必要だと思う。

そうすると、息の長い取り組みになるが、教育のところで導入部分を作るのが大切だと思う。例えば、自分のときより、最近の子供は環境意識が高く、それは教育の賜物だと思う。ある先生の意見だが、税金の授業は重税で農民が苦しむなどの悪いイメージが先行して子供に税金は悪いものだというイメージができてしまうということで、導入部

分を変える必要があるということだった。司法は、というと、お上による勧善懲悪が刷り込まれ、国民が出てこない、お上が決めてしまうイメージができています。

そういうことで、教育というのは、大切なもので、裁判員裁判への参加は国民の義務として意識して生活していくよう根気強く訴え続けていく必要があると思う。これは裁判所だけでしていくのは大変なので、弁護士会などと連携してやっていったらどうかなと思う。

○ 私たちは、街づくりの事業をするときにK P I という数値的目標をたてて行っていく。

地方裁判所は、辞退率など、どういった数値目標を掲げたらいいと考えているのか。

● 例えば辞退率で言いますと、辞退できる人として、70歳以上とか、病気とか、仕事とかいろいろな理由があり、数値がここまででないといけないので辞退を認めないとは言えないところがあります。ある程度広く参加してもらいたいと思うのですが、辞退率について数値を立てるのは難しく、御理解いただければと思います。

○ 国民の理解、信頼の向上が目的で、それを達成するには出席率が上昇し、辞退率が下がることになれば、その目的達成に貢献することになる。能動的に参加していただいてしっかり議論していただくという、理想のありたい姿になるのが命題かと思う。今はとりあえず分からない状態で裁判所に来ましたという形になっているが、裁判員として裁判所に行くことがかっこよくなったり、責任を感じて参加した人が本気で立ち向かったりするのがありたい姿と思う。そうなるためには、どうすれば理想と現実のギャップを埋めていくのが議論の中心になると思う。それにはデメリットを凌駕するメリットが必要と思うが、最近はお金よりも体験を重視する世代が増えてきている。ということは、個人として、参加することがどのような人生としての糧になるのか、社会的糧になるのかをしっかりと伝えることがギャップを埋める広報戦略の方向であるというのが私の意見である。

■ 若い人たちの達成感、充実感、成長感が大切だというお話をいただきました。他の委員の皆様からもこの点やほかの点について御意見をいただきたいと思います。

○ 私は教育広報が必要だと思う。私は、法学部にいるが、専門が刑事から離れているの

で、裁判員制度の知識は断片的なものとなっている。今日、体系的に説明を受けて裁判員制度は全国民的に考えるべきことだと再認識した。裁判員制度を定着させるには、何世代もかかると聞いたこともあり、教育は大切だと思う。例えば、義務教育の段階で裁判員制度を理解する仕組みがあるとよく、教科書の内容も確認してもよいのではないかなと思う。また、今後は18歳以上も裁判員裁判に参加するので、また、ぜひ法学部に限らず大学の学生に体験もからめて話をしてもらってもいいのではないかなと思う。

また、お仕事をされている方については、お休みを取りにくいという事情もあるので、経営者団体向けにセミナーをするなどの取り組みをするといいかなと思う。

● 裁判所としても大学に行かせていただいて、授業等で説明させていただきたいと思います。今も説明には行っていますが、増やしていきたいと思います。また、今年の法の日週間企画では大学生に参加していただいて、体験してみるとよかったという感想があり、こういうことを活用するのかなと思っているところです。経営者の方についても、従業員の方が裁判員候補者に選ばれたときに快く参加してもらうためにどうしたらいいか一緒に考えていければと思っています。

■ 裁判員制度を裁判所とともに運営していく検察官や弁護士の方からも御発言いただければと思います。

○ 私は裁判員裁判を担当したとき、どのようにして一般の人に理解してもらうか苦労した。私が被告人に質問をしていると、裁判員の方から私が持っていなかった視点からの発言があり、ドキッとして、当初予定していた弁論の内容を裁判員の立場から考え直した。それ以降、一般的な感覚を反映させる努力をしており、そういうことが裁判員裁判で大事であることを分かってもらって、プロの裁判官のみでなく、一般の感覚が影響を与えることをPRすべきだと思う。

裁判員裁判が始まった頃は裁判員裁判があるとニュースになったが、最近は裁判員裁判自体のニュースを見ることは少ない。9割以上の方がやってよかったと思うことをいかにPRするかが大切で、どうしてよかったと思うのかが分かる広報ができればと思う。

○ 広報の目的により、内容が変わると思う。出席率・辞退率の問題は裁判員制度が定着

してからずっと言われている問題で、すぐに変えるのは難しいし、広報するにしても予算の問題があるし、小・中・高・大学とたくさんある中で裁判所の職員だけで全て網羅するのは難しい。そういう制約の中で広報はやらざるを得ないと思うが、その中でどこまでできるかという話になると思う。その中で一番大きいのが、裁判員をしてみて非常によかったと言われており、それは模擬でも同じなので、それを県民に広げるのが最大の効果がある広報だと思っている。

例えば、裁判員経験者の感想をより広める機会を作ることは裁判所だけでなく、マスコミの方へも働きかけていけないと思うし、模擬裁判もよい経験だが、対象が10人だと県民に広がっていきづらいので、マスコミを使って流してもらう、模擬裁判をしているところを中継してもらい学生に見てもらうなどして、裁判員裁判の意義ややってみてよかったということを効率的により広く伝えるのが大切ではないかと思う。

■ 本日は、活発な意見交換を行っていただき、ありがとうございました。いただいた貴重な御意見については、今後の裁判員裁判における運営や広報活動に役立てたいと思います。

5 次回の予定

令和4年5月13日（金）午前10時から2時間程度

（場 所）高松高等裁判所大会議室（6階）

（テーマ）「裁判所における採用広報について」